

航空自衛隊仕様書			
仕様書の 種類	内容による分類	装備品等仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名 車両カタログ製品	C&LPS-V00012-8	
		大臣承認	平成24年 2月 3日
		作成	平成13年10月 5日
		改正	令和 2年 3月11日
			令和 3年 4月12日
作成部隊等名	補給本部		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊で使用する車両のうち、市販のカタログ製品（以下、“製品”という。）の調達について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる主な用語及び定義は、C&LPS-V00008の1.2及びC&LPS-Y00007の1.2による。

1.2.1

カタログ製品

製造会社等の商品目録又は営業案内に記載されている物品であって、当該製造会社名等と品名、形式等を指定することにより、製品の品質、形状、性能、その他必要事項が確定できる製品（官側の要求に合わせて軽微な変更ができるものを含む。）をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書及び調達品目表に示す文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、c)を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 規格

NDS Z 8201 標準色

b) 仕様書

C&LPS-V00008 車両等共通仕様書

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

品 名	車両カタログ製品
-----	----------

c) 法令等

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）

自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成13年環境省告示11号）

消防法（昭和23年法律第186号）

危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）

クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）

移動式クレーン構造規格（平成7年労働省告示第135号）

自衛隊の使用する自動車の保安基準等について（通達）

（防経艦第6002号 平成27年4月24日）

第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(国総施第215号平成18年3月17日)

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）

2 製品に関する要求

2.1 一般事項

製品に関する要求は、調達品目表により指示する事項を除き、製造会社の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

なお、適用する法令等は、調達品目表により指示する。

2.2 同等とする性能等

カタログ製品名に対して、同等とする性能等は、調達品目表により指示する。

2.3 塗装

調達品目表により指示する場合を除き、製造会社の規定する仕様及び社内規格による。

2.4 機能・性能

製造会社の規定する仕様及び社内規格による。ただし、寒冷地仕様車の要求をする場合は、調達品目表により指示する。

2.5 製品の表示

製品の表示は、C&LPS-V00008の2.4による。ただし、C&LPS-V00008の2.4.4の自動車番号標は、調達品目表により指示する。

品 名	車両カタログ製品
-----	----------

2.6 附属装置

附属装置は、本体に適合するものとし、調達品目表により指示する。

3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

4 出荷条件

出荷条件は、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 提出書類等

提出書類等は、C&LPS-V00008の5.1に基づき、次の書類を提出する。ただし、これらを適用しない場合は、調達品目表により指示する。

- a) 類別原資料は、C&LPS-Y00007の4.1.1による。
- b) 取扱説明書等は、C&LPS-V00008の5.1.2による。
- c) 自衛隊の使用する自動車に関する訓令に適合する車両を調達する場合は、道路運送車両法（以下，“車両法”という。）適用除外指定申出書関連書類をC&LPS-V00008の5.1.3により提出する。
- d) 危険物貯蔵所設置許可申請書関連書類は、C&LPS-V00008の5.1.4による。
- e) 完成写真等は、C&LPS-V00008の5.1.5による。
- f) 車両等主要諸元資料は、C&LPS-V00008の5.1.6による。

5.2 自動車検査証・車歴簿

C&LPS-V00008の5.3及び5.5による。ただし、これを適用しない場合は、調達品目表により指示する。

5.3 車両法適用車両の登録附随手続等

車両法適用車両の登録附随手続等は、C&LPS-V00008の5.4による。ただし、適用する場合は、調達品目表により指示する。

5.4 附属品・予備品

附属品及び予備品は、本体に適合するものとし、C&LPS-V00008の5.6によるほか、調達品目表により指示する。ただし、調達品目表により指示する事項を除き、製造会社の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

5.5 承認用図面・色見本

調達品目表により指示する場合、C&LPS-Y00007の4.3により、承認用図面及び色見本を作成の上、提出し、承認を受けなければならない。